

下松市災害備蓄品交付要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

下松市長 國 井 益 雄

下松市災害備蓄品交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害発生時に備えた分散備蓄を推進するとともに、ローリングストックの実践及び啓発を行い、もって自主防災活動の活性化を図ることを目的として、自主防災組織に対し災害備蓄品を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 下松市自主防災組織認定要綱(平成20年12月8日制定)の規定により認定された組織をいう。
- (2) 災害備蓄品 市が災害備蓄計画に基づき備蓄する食料、生活用品及び感染症対策用品をいう。
- (3) 防災訓練 自主防災組織が主体となり、災害の発生、避難所の運営等を想定し実施する訓練をいう。
- (4) 防災研修会 防災、減災等について見識を深めることを目的として実施される研修会をいう。

(交付対象等)

第3条 市長は、自主防災組織に対し、市長が別に定める種類及び数量の範囲内において、災害備蓄品を交付するものとする。

(交付申請)

第4条 災害備蓄品の交付を希望する自主防災組織は、市長が別に定める受付期間において、災害備蓄品交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、市長が別に定める方法により災害備蓄品の種類及び数量を調整した上で交付の可否を決定し、交付することを決定したときは、災害備蓄品交付決定通知書(別記第2号様式)により申請書を提出した自主防災組織に対して通知するものとする。

(交付手続)

第6条 前条に規定する決定通知を受けた自主防災組織は、災害備蓄品の交付を受けるに当たり、災害備蓄品交付決定通知書を提示するとともに、交付を受けた後に、災害備蓄品受領書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付条件）

第7条 災害備蓄品の交付を受けた自主防災組織は、次の各号に掲げるとおり災害備蓄品を活用しなければならない。

- (1) 市長が別に定める備蓄期間（以下「備蓄期間」という。）は、災害発生時に備えて所管する倉庫等に保管すること。
- (2) 災害発生時は、地域の自主防災活動において消費すること。
- (3) 備蓄期間終了後は、防災訓練、防災研修会等において消費期限までに消費すること。
- (4) その他市長が別に定める事項を遵守すること。

（実績報告）

第8条 災害備蓄品の活用を完了した自主防災組織は、災害備蓄品実績報告書（別記第4号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（報告等）

第9条 市長は、災害備蓄品交付の目的達成及び事務適正化のため必要があると認めるときは、関係する自主防災組織に報告を求め、又は市職員に関係する自主防災組織を調査させることができる。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、自主防災組織が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当すると認めるときは、災害備蓄品の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した災害備蓄品の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 法令、条例及びこの要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 災害備蓄品の交付に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (3) 災害備蓄品を交付の目的に反して使用し、譲渡し、又は交換した場合
- (4) 災害備蓄品の交付決定後に生じた事情の変更等により、災害備蓄品を活用する必要がなくなった場合
- (5) その他市長が交付決定の全部又は一部を取り消す必要があると認めた場合

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。